

## 第3回藤沢市運賃協議会

□日時：2025年(令和7年)12月25日(木)午後1時56分開会

□場所：藤沢市役所分庁舎3階 会議室3-2

### □出席者

委員4名 (順不同・敬称略)

大澤 伊知郎	森下 文章	渡邊 秀行	武内 直美
--------	-------	-------	-------

### □次第

- 1 開会
- 2 議事  
　　第1号議事 善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更について
- 3 その他
- 4 閉会

### □配布資料

- ・第3回藤沢市運賃協議会 次第
- ・第1号議事資料 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に  
　　掲げる協議が調っていることの証明書
- ・第1号議事説明資料 善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更について

□傍聴者：0名

# 第3回 藤沢市運賃協議会

## 議 事 錄

日 時 2025年（令和7年）12月25日（木）  
午後1時56分  
場 所 藤沢市役所分庁舎3階 会議室3-2

藤沢市計画建築部都市計画課

- 午後1時56分 開会（都市計画課）
- 挨拶（都市計画課長補佐）
- 資料確認（都市計画課）
- 委員の委嘱（都市計画課長）
- 成立宣言（都市計画課）
  - ・委員4名中4名の委員が出席しており、会議成立
- 傍聴希望者の確認（会長）
  - ・傍聴希望者0名

## 第1号議事

○武内会長 それでは、次第に基づき議題に入ります。本日の会議につきましては、議題が1件ございます。委員の皆様、よろしくお願ひいたします。第1号議事「善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、第1号議事の「善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更について」、ご説明させていただきます。お手元の「第1号議事 説明資料」をご覧ください。右上のスライド番号1をご覧ください。本日の説明は、「1. 善行地区乗合タクシー（のりあい善行）の運行概要」、「2. 現行の運賃割引制度」、「3. 今回の協議内容」「4. 意見募集の結果」「5. 協議証明書の内容」の流れでご説明します。

スライド番号2をご覧ください。善行地区乗合タクシー（のりあい善行）の運行概要についてご説明します。最初に、市内のバスのサービス圏について、お話しします。こちらは、市内のバスの路線網とバス停を表したマップになっており、左下に凡例がございますが、黄色の点がバス停、青い線がバス路線を表しています。また、薄いグレーで色塗りがされた範囲はバス停から400mで行ける範囲となっており、市内のバスサービス圏ととらえているところになります。市内には、バス会社が2社運行しており、神奈中バスと江ノ電バスが運行しています。

今回ご説明します善行地区乗合タクシーについては、赤枠で囲ったエリアを運行している地域公共交通となっており、「のりあい善行」という名称で運行しています。こちらは善行駅を起点とし、赤点線で囲ったバス停を定時運行しているものです。ここは、道幅が狭く、通常の路線バスだと運行が難しいエリアであるため、右下の写真にありますワゴン車両で「のりあい善行」が運行することで市内のバスのサービス圏がカバーされております。

スライド3をご覧ください。次に公共交通サービス圏でのバスの分類についてご説明します。市内ではバスを大きく3つに分け、比較的輸送量が大きい基幹公共交通、中量輸送を担う補完公共交通、少量輸送を担う地域主体の公共交通に分類しています。基幹公共交通と補完公共交通は交通事業者が運営主体となり、地形等の条件により、交通事業者が運行できない少量輸送の箇所を、地域組織が主体となって乗合タクシーを運行しています。

スライド4をご覧ください。地域が主体となる乗合タクシーの事業スキームについてご説明します。この事業は、「地域組織」「交通事業者」「藤沢市」の3者が連携して行われています。運営の主体を「地域組織」が、実際の運行を「交通事業者」が、補助金等を含めた支援を「市」が行い、乗合タクシーを運営しています。

スライド5をご覧ください。のりあい善行の運行概要についてご説明します。運行は平

成29年4月から本格運行を開始しており、運営主体をNPO法人のりあい善行が、車両の運行をフジ交通株式会社が行っています。車両はワゴン車両を使用し、乗車定員10名、うち利用者は8名となっております。運行方法は、路線バスと同様に、時刻表のダイヤで運行する路線定期運行で行い、運行日は、土休日を除く平日で、時間は午前9時～午後5時30分となっております。市の補助金として、運行車両のリース代に加え、運営費の赤字の1/2、上限100万円を補助しております。

スライド6をご覧ください。こちらが、のりあい善行の路線図になります。運行系統は2系統あり、緑で示している01系統の亀井野団地方面と青で示している02系統の立石公園方面があります。どちらも、善行駅東口を出発し、各方面を回って善行駅に戻るといった巡回する運行を行っており、1台の車両を用いて、01系統を巡回し、駅に戻り次第、続いて02系統を巡回、また駅に戻ると01系統を巡回するという形で運行しております。また、この2系統は連続して乗車することもできますが、それぞれの系統は独立しているため、系統をまたいで乗車する場合は、乗り継ぎ料金が加算される形となります。

スライド7をご覧ください。こちらが、現在の運行ダイヤになっております。時間は9時～17時まで運行しており、利用者が多い9時・10時・15時台は1時間に2便、それ以外の時間は1時間に1便運行しています。

スライド8をご覧ください。こちらは、のりあい善行の年間利用者数と収支率の推移になります。青の棒線グラフで示している年間利用者数は、コロナの時期にやや減少しておりますが、その後も継続して利用が続いており、令和6年度は過去最高の利用者数である約1万6千人が利用しています。また、赤の折れ線グラフ示している収支率は、運行事業者へ委託する運行経費に対する運賃収入の割合を示しております。この収支率についても、運行当初から60%～70%と高い水準を維持しております。

スライド9をご覧ください。こちらから、現行の運賃と運賃割引制度についてご説明します。運賃については、大人300円、子ども100円、幼児は大人1人につき2名まで無料となっており、その他に3種類の割引制度を行っています。この割引制度は、平成28年2月及び令和4年3月に、当時のりあい善行の運賃を含む運行全般に関して話し合う会議体であった「地域公共交通会議」で協議され、設定されたものになり、今回はそのうち一つの内容を変更するものです。

一つ目は、「個人サポーター会員」割引になっており、年会費3,000円を支払うことと、大人の乗車運賃が1回あたり50円割引になります。乗車時には、会員カードの提示が必要になっております。

二つ目は、回数券での割引です。こちらは、車内にて販売しており、3,300円分の回数券を3,000円で販売し、大人運賃1回分がお得になるものになります。

三つ目は、系統を乗り継ぐ場合の割引になります。スライド6でご説明しました通り、のりあい善行は運行系統が2系統ありますが、通常であれば、系統をまたいで乗車する場合は乗り継ぎ運賃が必要となります。ただし、特例として、01系統で乗車した方が02

系統を連続して乗車し、善行市民センターで降車した場合のみに限り、乗り継ぎ運賃なしで乗車できるものです。これは、善行地区の主要な公共施設である善行市民センターを経由するのが、02系統のみとなっているため、01系統の利用者のサービス水準向上のために設定されているものです。

スライド10をご覧ください。こちらから、今回の運賃割引の変更内容についてご説明します。先ほどの運賃割引のうち、一つ目と二つ目については、変更はありません。今回は三つ目の、乗り継ぎ割引について、さらなるサービス水準向上のため、変更をするものです。資料右側の下線部が、今回変更する箇所となりますが、これまでの乗り継ぎ特例が01系統の各停留所で乗車し02系統の善行市民センターで降りた場合のみ適用されており、帰りについては、乗り継ぎ割引の適用外になっていたものを、帰りの善行市民センターから乗車し、01系統の各停留所で降車した場合も適用できる内容に変更するものです。

また、この変更に合わせて、現状の特例では善行駅東口を出発時に乗車定員以内である場合に限るとして、運行形態について記載されておりますが、本協議会では運賃や料金について協議することを目的としているため、この内容については協議しない形としたいと思います。

スライド11をご覧ください。本会議の開催に先立ち、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、広く意見募集を実施しましたので、その結果についてご説明します。意見募集は、参考資料でお配りしておりますチラシと説明資料にて行っております。募集期間は、2025年11月26日（水）～12月9日（火）の計14日間とし、提出対象者は市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、およびその他利害関係者で行いました。また、案内は、各市民センター、藤沢市総合窓口、市政情報コーナー、都市計画課窓口、都市計画課ホームページにて掲示を行い、募集方法としては、2種類の方法として、e-kaganagawa電子申請フォームと募集用紙を郵送もしくはFAX、持参で提出する形で行いました。結果としては意見なしとなっております。

スライド12をご覧ください。また、併せてお配りしております「第1号議事資料 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」をご覧ください。こちらが、本日の協議内容になります。この協議が調っていることの証明書については、今後、交通事業者が運賃の特例変更について事務手続きを行う際に、国土交通省へ提出するものになります。

「1. 協議が調っている路線又は営業区域、運行系統又は運送の区間」については、現行運行している運行系統と区間を記載しております。

「2. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法」の「(1) 普通旅客運賃」については、現行の運賃について記載しております。

今回変更となりますのが、「(2) 旅客運賃の割引・その他営業割引サービス」のアになります。(ア)については、変更として、乗り継ぎ乗車にかかる割引特例の内容を記載し

ております。また、(イ)については、この乗り継ぎ乗車にかかる割引施策を、「軽微な変更」と位置づけ、今後、本割引施策の変更を行う場合には、本協議会での協議が調ったものとして取扱いを行う旨を記載しております。この(イ)の目的としましては、継続乗車にかかる割引施策については、運賃収入に直結する内容であり、地域の要望や実情に応じて、柔軟にかつ早期に施策が展開できるよう、軽微な変更として位置づけを行いたいと考えているものです。ただし、実際に継続乗車にかかる割引制度に変更があった場合には、本協議会の委員の皆様には、事後に報告をさせていただく予定しております。

「3. 運賃を定める事業者の氏名又は名称」については、現行の交通事業者名を記載しております。

「4. 適用する期間又は区間その他条件を付す場合にはその条件」については、本協議で行う変更及び追加の内容を、令和8年3月1日から適用する旨を記載しております。

以上で、第1号議事の「善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更について」に関する説明になります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○武内会長 ありがとうございました。それでは、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○渡邊委員 意見募集で意見なしというのは結構あるのでしょうか。

○事務局 運賃協議会は第3回目になりますが、以前、天神町地区のオンデマンドバスで同様に運賃の意見募集を行いました、その時は3件程度の意見がありました。

○森下委員 スライド8で利用者数が伸びているのに、収支率が下がっているというのはどういうことなのか、教えていただきたい。それと今回サービス水準向上のための運賃割引の変更に至った経緯を教えていただきたい。またこの乗り継ぎ割引の変更を、軽微な変更と位置付けるということですが、この乗り継ぎ割引の変更はどういう変更を想定されているのか、というところを改めてお伺いしたい。それと今回の変更を軽微な変更と位置付けるにあたり、意見募集という手続きを踏ました上で協議を進めていただくことになりますが、意見募集について資料の中に入っていたので、どういう形で実施されたかを教えてください。

○事務局 まず1点目ですが、利用者数が伸びているのに、収支率が下がっている要因としては、運行経費が年々上がってきていたためになります。2点目の運賃割引の変更に至った経緯については、運行事業者であるNPOから、そのような利用者がいるとのことで要望が上がってきたことがきっかけになっております。3点目の今後想定される乗り継ぎ割引の変更については、一つは対象とするバス停が変更になる場合が想定されます。例えば、可能性として対象バス停が善行市民センターではなく、別のバス停に変わるというものです。もう一つ考えられることは、特例を廃止する場合です。この乗り継ぎ割引自体が運賃収入に直結しているため、運賃収入を上げていくために、この特例を廃止したいという話が出る可能性があると考えております。今後、軽微な変更の対象となった案件が発生した場合には、手続き後にはなりますが、運賃協議会の委員へ結果を報告したいと思って

おります。N P Oの経営は、数ヶ月の運賃収入が大きく影響するため、この会議の開催を待たずに、柔軟に対応ができるように、軽微な変更としたいというのが主旨になっております。4点目の意見募集時の説明については、意見募集の時に配架したチラシと、その内容を説明するための概要資料を追加でお配りして説明します。森下委員からのご質問については、概要資料の最後のスライドの【運賃特例の一部内容変更】に書かせていただいている。記載としては「01系統と02系統の継続乗車にかかる割引施策を「軽微な変更」として位置づけ、今後の継続乗車にかかる運賃施策は運賃協議会の協議が調ったものとして扱う」と書かせていただいた上で意見募集を行っております。今後、軽微な変更として位置づけた際には、該当案件があったとしても、都度その内容について意見募集を行うことは考えておりません。

○森下委員 使われる方に直結するようなことだと思いますので、運賃協議会の協議が必要なかったとしても、地域の方への丁寧な説明にご留意いただきたいと思います。

○武内会長 それでは本件は審議事項になりますので、第1号議事に関する採決に入ります。第1号議事について、議案を承認することでご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がございませんでしたので、要綱第8条第3項の規定に基づき、議案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に次第の「5 その他」としまして、委員の皆様から意見や要望など、何かござりますか。

○渡邊委員 私も郷土づくり会議の委員を始めて12年ぐらいになりますが、のりあい善行が今年で10年になるかと思います。今まで色々な方が関わってきた事業でありますし、今後も継続していくことを願っております。運行が始まる前の段階からも存じておりますが、最初は運行が大変であったものが、人数が伸びてきて、本年は少し利用者が減っていると伺っていますが、坂道も多い街で、こののりあい善行はすごく皆さんに好評いただいているので、今後とも順調に運行していただければと思っております。

○事務局 運行については、毎月議論を重ねながら改善しております、その都度色々な問題や改善点が出てくる中で、N P Oの方々は力を入れて取り組んでいただいている、交通事業者のフジ交通も、非常に協力的にやっていただいている、やはり継続したいという気持ちがないと進んでいかないものかなと思っております。この気持ちを継続できるように、藤沢市としても支援をしていきながら、これからも進めていきたいと思っていますので、地域の皆様の協力もぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○武内会長 その他は、無いようですので、進行を事務局にお返します。

○事務局 本日は議論やご意見をいただき、誠にありがとうございました。本日の議事について、お帰りになってから、何かお気づきになった点、ご意見、ご質問などがございまし

たら、都市計画課までご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。次回の会議開催については、現在のところ未定ですが、議事・報告案件があり次第、別途、ご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。以上を持ちまして、「第3回 藤沢市運賃協議会」を終わらせていただきます。

●午後2時27分 閉会（都市計画課）